第十五号様式（第30条関係）（令元国交令20・令２国交令98・一部改正）

小型船舶の船体識別番号等の打刻届出書

殿

年　　月　　日

届出者

住　　所：

氏名又は名称：

小型船舶の登録等に関する法律（□第15条第２項／□第16条第３項）の規定により船体識別番号等の打刻について届け出ます。

船体識別番号	
推進機関の型式	
打刻の方法	
打刻の位置	
備考	

（日本産業規格Ａ列４番）